

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変) となった方へ

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変に対して行われる助成対象医療にかかった医療費の月額自己負担分のうち、原則として1万円超えた金額を公費により助成しています。この制度は、肝がん及び重度肝硬変の治療研究を促進することを目的としており、申請者の同意に基づき、厚生労働省の研究班へ臨床データが提供され、治療研究に活用されます。

1 助成対象となる方

以下の全ての要件に該当する方が対象となります。

- 助成の申請時に茨城県内に住所のある方
- 医療保険各法（後期高齢者を含む）の規定による被保険者又は被扶養者
- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され、入院又は通院治療を受けている方
- 世帯年収が約370万円以下の方
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究への協力に同意している方
- 保険医療機関及び保険薬局における助成対象医療の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月が、申請月を含む過去12か月以内に3か月以上ある方（11か月以内に2か月となった方は、参加者証の交付申請ができます。）

2 参加者証申請に必要な書類

以下の書類を揃えて、管轄の保健所へ提出してください。

郵送による提出も可能です。

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書（様式第1号の1）
- 医療記録票（様式第6号の1）又は指定医療機関以外の保険医療機関・保険薬局用（様式第6号の2）
- 臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）
- 本人の医療保険被保険者証の写し（70歳以上の方で対象の方は高齢受給者証の写し）
- 限度額適用認定証等の写し（70歳未満の方・70歳以上の低所得Ⅰ、Ⅱの方）
- 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類のコピー（70歳以上の方）※発行から3か月以内のもの
- 本人及び世帯全員の住民票の写し（70歳未満の方・70歳以上の低所得Ⅰ、Ⅱの方は本人のみ）
- 医療保険者への所得区分照会に係る同意書
- 核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合は、助成対象となる医療を受けようとする月以前の12か月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写し
- 94円切手を貼付した長形3号封筒（返信用）

3 助成対象医療費

本事業の指定医療機関、又は保険薬局で受けた以下の医療費が助成対象となります。

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変にかかる入院医療費
- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がんに対する「分子標的薬による化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」にかかる通院医療費（外来診療に係る費用及び薬剤に係る費用）

★保険適用外の医療（文書料、選定療養費等）は助成対象外です。

※年齢区分により必要書類が異なる場合がありますので、必ず申請前にお住まいの住所を管轄する保健所へお問合せください。又は茨城県のホームページでご確認ください。（茨城県「肝がん」で検索）



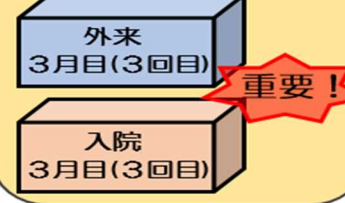
【肝がんホームページ】

4 参加者証申請の流れ



パターンは問いませんので、どの組み合わせでも、条件達成となります。

1月日から12月(1年)以内に達する見込み

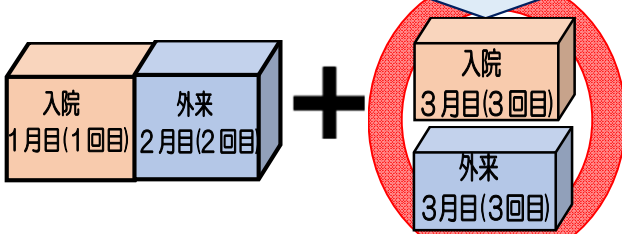


重要ポイント

- 参加者証交付申請をする上で、左記図のカウントが2月目(2回目)に達した方で、さらにカウント1月目(1回目)より12月以内に3月目(3回目)に達する見込みがあることがとても重要となります。
- 3月目(3回目)の見込みがない場合、2月目(2回目)で参加者証を発行しても、助成となる3月目(3回目)が1月日より12月(1年)以内という条件を過ぎてしまい、発行後すぐに助成を受けられないというケースも出てきてしまいますので2月目に達して3月目の見込みがある場合はすぐにお手続きください。

5 医療費の助成方法

3月目以降で※「月数要件カウントを満たした月」は助成対象となります



※月数要件カウントを満たした月とは、申請月を含む過去12月以内に高額療養費の限度額を超えた対象医療を受けた月が2月以上あり、申請月が3月目以上であること。

原則、指定医療機関又は保険薬局の窓口で参加者証と医療記録票をご提示ください。

(※病院と薬局、共通で1枚にまとめてください。)

入院医療費のみの場合・・・窓口の自己負担額が原則として1万円となります。

※参加者証を窓口で提示できない場合は、医療費をお支払いいただき、後日保健所へ償還請求を行うことで茨城県より差額が返還されます。

通院医療費・薬剤費の場合・・・療養費払い申請で自己負担額が1万円となります。

※指定医療機関又は保険薬局の窓口では、高額療養費の限度額に達するまで医療費をお支払いいただき、必要書類をそろえて保健所へ償還請求を行うことで茨城県より差額が返還されます。返還までには3か月程度かかることがあります。(書類の記載漏れや不足があった場合は、更に機関がかかる場合があります。)

●お問い合わせ・申請窓口●

| お住まいの地域 | 申請窓口 | 電話番号 | 所在地 |
|--------------------------------------|----------|--------------|---------------------------|
| 水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町 | 中央保健所 | 029-241-0100 | 水戸市笠原 993-2 |
| ひたちなか市・東海村・常陸太田市・常陸大宮市・那珂市・大子町 | ひたちなか保健所 | 029-265-5515 | ひたちなか市新光町 95 |
| | 常陸大宮支所 | 0295-52-1157 | 常陸大宮市姥賀町 2978-1 |
| 日立市・高萩市・北茨城市 | 日立保健所 | 0294-22-4188 | 日立市助川町 2-6-15 |
| 鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市 | 潮来保健所 | 0299-66-2114 | 潮来市大洲 1446-1 |
| | 鉾田支所 | 0291-33-2158 | 鉾田市鉾田 1367-3 |
| 龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・河内町・利根町・美浦村・阿見町 | 竜ヶ崎保健所 | 0297-62-2161 | 龍ヶ崎市 2983-1 |
| 土浦市・石岡市・かすみがうら市 | 土浦保健所 | 029-821-5342 | 土浦市下高津 2-7-46 |
| つくば市・つくばみらい市・常総市 | つくば保健所 | 029-851-9287 | つくば市松代 4-27 |
| 結城市・筑西市・桜川市・下妻市・八千代町 | 筑西保健所 | 0296-24-3911 | 筑西市二本成 615 (筑西合同庁舎 1階) |
| 古河市・五霞町・境町・坂東市 | 古河保健所 | 0280-32-3021 | 古河市北町 6-22 |